

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

接種期間 10月1日～平成27年3月31日

羽島郡内の指定医療機関は、12ページ「水痘予防接種」をご覧ください。

定期接種

10月から高齢者肺炎球菌予防接種が、予防接種法に基づいた予防接種（定期接種）となります。

平成26年度の対象者に予診票を郵送しましたので、予防接種を希望される方は、平成27年3月31日までに接種を受けてください。

【接種期間】10月1日から平成27年3月31日

【接種回数】1回

【対象者】①笠松町に住民登録のある今年度65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になられる方

| 年齢 | 生年月日 | 年齢 | 生年月日 |
|-----|-----------------------|--------|-----------------------|
| 65歳 | 昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生 | 85歳 | 昭和 4年4月2日生～昭和 5年4月1日生 |
| 70歳 | 昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生 | 90歳 | 大正13年4月2日生～大正14年4月1日生 |
| 75歳 | 昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生 | 95歳 | 大正 8年4月2日生～大正 9年4月1日生 |
| 80歳 | 昭和 9年4月2日生～昭和10年4月1日生 | 100歳以上 | 大正 4年4月1日以前に生まれた方 |

②60歳から64歳までの方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される状態の方

※過去に任意（自費または町の助成）で接種された方は、接種対象外です。

【自己負担金】4,000円（ただし、接種期間を過ぎての接種は全額自己負担となります）

生活保護の方は、自己負担金を免除しますので、福祉健康課へ事前に申請してください。

【持ち物】高齢者肺炎球菌予防接種予診票（対象者に郵送しました）、健康手帳、健康保険証

【問合せ先】福祉健康課

任意接種（任意接種は、平成27年3月31日で終了します）

町では、高齢者の肺炎とその重症化を予防するため、定期予防接種対象者以外の方で肺炎球菌ワクチンの予防接種をされる方に、接種費用の一部を助成します。

【対象者】接種日に笠松町に住民登録のある65歳以上の方で、定期予防接種対象者以外の方

【助成額】4,000円（ただし、接種費用が4,000円未満の場合はその接種費用）

【助成回数】1人1回のみ

【助成方法】

| | 羽島郡内の医療機関で接種する場合 (接種後、町へ申請する必要はありません) | 羽島郡外の医療機関で接種する場合 (接種後、町へ申請してください) |
|----------|---|---|
| 接種・申請の方法 | ①医療機関へ予約 ②医療機関に設置してある「高齢者肺炎球菌予防接種費用に関する助成申請書」を記入し、接種を受ける ③町の助成額4,000円を差し引いた接種費用を支払う（接種費用は医療機関によって異なります） | ①医療機関で接種費用を全額支払い、接種を受ける（接種費用は医療機関によって異なります） ②医療機関で接種した証明（接種済証など）と接種費用のわかる領収書をもらう ③接種後3か月以内に、役場福祉健康課窓口または福祉健康センターへ申請する ※申請後、助成金を接種された方の口座に振り込みます。 |
| 持ち物 | ＜接種時に必要なもの＞ ・健康保険証 ・印鑑 | ＜申請時に必要なもの＞ ・申請書（接種前または申請時に、役場福祉健康課窓口または福祉健康センターでお渡します） ・印鑑 ・接種した証明（接種済証など） ・領収書 ・振込先のわかるもの |

【注意事項】この予防接種は任意接種で、予防接種法に基づく定期の予防接種ではありません。接種にあたっては、医師とよく相談してください。なお、接種後健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度により救済されます。

【問合せ先】福祉健康課